

## 資格講習の開催中止について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当協会で5月に計画している一般向上訓練における資格講習はすべて中止することといたしました。

受講申込みをされた方には、多大なご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

中止する資格講習につきましては、次回の講習日にそのままスライドするか返金をもってキャンセル対応とさせて頂きたいと思っております。  
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

下記（労働局からの通達抜粋の通り）に従い取り図っております。

緊急事態宣言の対象地域の知事が特措法第45条第1項及び第2項に基づく要請を行ったときは、受講の必要性を慎重に検討するよう受講者に対して呼びかけを行い、又は要請対象以外の場所における講習等を中止する等、その要請内容を踏まえて適切な措置を講ずること。